

[事案 2023-178] 契約内容変更請求

・令和5年9月15日 不受理決定

<事案の概要>

保険会社が無断で契約者を変更したとして、変更されていた期間の保険料を支払うことなく、契約者を元に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、本件では、契約者変更後の契約者である申立人母が重大な利害関係を有しているため、申立人母に対する主張・立証の機会等の手続的保障が必要となるところ、当審査会は裁判外紛争処理機関であり、本件の当事者でない申立人母への事実確認を行う権限を持っていないことから、申立てを不受理とした。